

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言・要望

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査については、事業を実施するために膨大な事務処理と財政負担を強いられることから、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 統計調査については、調査項目を見直す等、簡素化・効率化を図るとともに、調査が円滑に実施できるよう、啓発・広報活動の更なる充実を図ること。
3. 中山間地域における長期間相続登記がなされていない土地について、早期に利活用するための制度を創設すること。